

國學院大學學術情報リポジトリ

戦国期における神社の動向：九州地方を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 忠靖, Nagata, Tadayasu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002477

第一章 大友義鎮の社寺破却とその意図について

はじめに

大友義鎮は、享禄三年（一五三〇）に大友義鑑の長子として誕生する。大友氏が豊後に基盤を持つきっかけとなったのは、蒙古襲来における鎌倉幕府の南向命令が出た、文永八年（一一七一）ごろとされている。すでに大友一族の庶子は豊後において地頭職を得て土着化しており、惣領家がその後を追った形となる。南北朝争乱においては北朝側につき、豊後の他に肥後・筑後守護職にも補任され、守護大名、そして戦国大名として領国形成を行っていく。義鎮の父である義鑑の時代には筑前・豊前守護職であった大内氏とも良好の関係を保ち、比較的安定した領国経営がなされていた。しかし、天文十九年（一五五〇）に義鑑の継嗣問題で家中が分断するという二階崩れの変が生じ、義鑑が横死してしまう。その結果、義鎮が大友家二十一代目として当主の座に君臨することとなる。義鎮は、戦国大名として最盛期には筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の六ヶ国の守護職及び九州探題に就くなど九州において絶大な力を得ていく。その九州での覇権を握る過程は、西国の大内氏や毛利氏、九州では島津氏や龍造寺氏などの諸勢力との争いの歴史でもある。そして、その争いに多くの社寺も巻き込まれていく。

九州地方には古来より、多くの崇敬を集めている有名社寺が多数存在している。それらは社領なり寺領として、多くの荘園を持ち、中央とのつながりをも持つ存在でもあった。ゆえに、大友氏のみならず、多くの諸勢力は領地の拡大において、これらの社寺と大きく関わり合いを持つようになる。その関わりの中核で、義鎮による社寺破却在注目され、その理由として、義鎮がキリシタンという他の大名の持っていない性格を帯びているからであると帰結されることが多い。つまりは、キリシタン信仰に基づいての社寺破却という行為であったのではないかということである。これまでも、大友義鎮の社寺破却に関する研究は過去に幾つもなされている。その研究を簡単に概観してみると、その多くが義鎮における社寺破却は「政治的意図」のもとに行われたのであり、そこに「信仰的意図」を見出すことは難しいということである。清原貞雄氏は「何れの場合も政治的の意味であって信仰に関係のあった場合は一例もない。それは織田信長が延暦寺を焼打ちしたり、一向宗を攻めたのと同じ意味である」としており、信仰という面に関しても「たとえ受洗したとしてもそれは宣教師に対するゼスチュアルに過ぎないであろう。何となれば耶蘇教は嚴重な一神教であって仏教の様な融通性は無く、真個の信者になつたとすれば社寺に対する信仰

を持続すると云う如き事は考えられないからである。従って其の信仰に基づいて社寺破却の政策を立てると云う事は有り得ず、そう云う政策を立てる事は前述の如き社寺崇敬の事実とは決して両立し得ないのである。¹増村隆也氏は同様に、永禄四年（一五六一）の宇佐宮焼打ちから天正九年（一五八一）の彦山焼き討ちまで、『歴代鎮西要略』・『兩豊記』などの野史類の記述をもとに、「何れも宗教上の問題というよりも、政治的・軍事的理由があつた」としている。²多くは「政治的意図」ということで帰結としているわけであるが、裏を返せば、当時の社寺勢力が少なくとも義鎮にとっては注視すべき存在であり、その社寺の持つ力を義鎮がどのように位置づけていたかが問題になるかと思われる。

大友宗麟が受洗をしてキリシタンとなつたとされているのが天正六年（一五七八）であり、この世を去るのが天正十五年（一五八七）のことである。つまり、晩年の九年間が宗麟のキリシタンとしての生活ということになる。宗麟がフランシスコ・ザビエルにキリスト教の布教を許可するのは、天文二十年（一五五一）であるとされているので、義鎮が家督を継いで間もなくのことである。宗麟の領国経営にあつては、キリスト教という存在が大きくその影響を持つていたことは自明のことであるだろうが、その側面が大きく強調されすぎている面があるだろう。神田千里氏は、宗麟のキリシタン改宗の動機付けを、信仰がもたらす現世利益と考へていたと指摘している。またキリシタン信仰によって、宗麟は大友家中及び軍勢を結束させることを試みたが、それは失敗したことを論じている。³義鎮（宗麟）の社寺破却の行動が、キリスト教信仰との関係は見いだせないという見解については、私も賛同するところである。ゆえに今回はキリスト教の要素をできる限り排除して、義鎮が大きく関係を持った、九州地方、特に北部における有名社寺の破却を中心として整理をしていき、義鎮の破却の意図を再考したいと思う。その中で社寺に対する「政治的意図」というものが、義鎮にとってどういうものであつたのであろうかを見出してみたい。

※本章では、大友義鎮の名称を、永禄五年（一五六二）以前を「義鎮」、出家後の永禄五年以降は法名である「宗麟」と表記する。⁴

一、義鎮による宇佐八幡宮の破却・永禄期

八幡神を奉斎する宇佐宮は、古くから朝廷や幕府の篤い崇敬を受けており、豊前一宮としても国内において重要な神祇の中心であつた。⁵

中世後期の宇佐宮については、大内氏との関係のなかで、第四章にて詳述しているが、大内氏が豊前支配に乗り出すころ（南北朝期）の宇佐宮は、長く懈怠されていた社殿の造替と祭礼執行を果たすという課題に迫られており、大内氏の豊前進出はそれらを解消するものとなった。また大内氏は、宇佐宮を保護することで、宇佐宮の荘園体制に依拠した豊前支配をおこなうという、両者の相互利益・相互補完がなされていく歴史があったと考えられる。⁷

このように長く大内氏の支配下であった豊前に、大友氏が宇佐宮との関わりを持つようになるのは、天文期（一五三二）に入ってからであり、その時はまだ義鎮の父、義鑑が当主のときであった。天文二年（一五三三）に、大友方の兵が発向中に宇佐宮を狼藉したことに對して、宇佐宮の社官社僧らが太友氏に下知を求めているのが、天文期では初見である。そして、天文十五年（一五四六）には、義鑑は田染少宮司に、国東郡にある宇佐宮社領田染莊永正名を安堵するなど宇佐宮への関与を強めていった。それでも天文期においては、大内氏の豊前支配は継続されており、大友氏による本格的な豊前進出は、義鎮の時代になってからである。そして、弘治三年（一五五七）に大内氏が滅亡すると、宇佐宮もいよいよ大友義鎮の影響を本格的に受けるようになってくる。

【史料一 宇佐宮一社中連署申状案】¹⁰

〔^{編纂書}豊前御代ニ妙見岳御城誘之儀、至当社領被仰付之時、御一社中以御詮儀被對田原親賢

□内者案文、永祿貳八月七日

妙見岳城誘之事、不謂社寺免許之地、可被仰付之由、預御催候、前日以来如令申候、當宮領

諸点役御免除之事、近年非相始儀候、當社之御事忝^茂神宮皇后異國御治世之刻、從御懷胎之

内、依示御誕生之期、御速^ニ異賊被成征伐、（中略）今度於當社領御城誘事、^{○繼日ニ「四」トアリ、}被仰付候条、

往代以来諸役御免除之由、雖申理候、不預御信用候哉、乍恐難測神慮存候、以前從諸家一往雖被申詰候、右子細依令演説、諸役預御免許、聊無窄籠之儀候、殊御當家之御事、源家与申、

別而可被成御敬神事、尤御武運長久國家可為大平基候、此等之次第親賢被成御入魂、神領無

其煩之様、御披露併可為御神忠之專要候、猶從各披申入候間、不能重言候、可得御意候○恐々謹言、

(永祿二年)
八月七日

一社中連署

案書

田原民部(親賢)太輔殿

御陣所

永祿二年（一五五九）八月七日、宇佐宮の一社中は連署を以て、妙見岳城の城誘の免除を願い出ている。この時の妙見岳城には、大友家臣田原親賢（紹忍）が入城しており、豊前における毛利・秋月ら敵対勢力に対する要衝であった。義鎮はこの頃には、豊後・肥後・肥前に加えて豊前・筑前・筑後の六ヶ国の守護職を得るなど九州での力を着実に付けていくと同時に、大内氏滅亡後、九州に進出する動きを見せる毛利氏と対立していた。前年の永祿元年（一五五八）から、大友氏は毛利氏との間で、豊前の門司城で交戦状態であった。1 田原親賢も「御陣所」とあるので出陣中であることがわかる。このような状況の中で、宇佐宮にも大友氏より城誘が要求されたわけであるが、社中は宇佐宮の縁起とこれまで大内氏から受けてきた免除を理由に、拒否したということになるだろう。宇佐宮の大友氏による軍事的賦課に対して消極的であったと考えられるが、こうした宇佐宮の態度は、これまでの「先例」に基づく一社中の総意として、宇佐宮の立場を示すことにはなつたと思われる。

この免除が叶ったのかは、史料では確認できない。しかし、大友氏の宇佐宮への対応、態度を知る手がかりとして、後世の記録にはなるが、『歴代鎮西要略』には、永祿四年（一五六一）に宇佐大宮司が義鎮の参陣命令を拒否したことに對し、義鎮が怒りを示し、重臣である田原親賢と臼杵鑑連らが三千の兵を率いて、宇佐宮を攻撃したという記事が見受けられる。¹²また『兩豊記』においても、宇佐宮回祿之事として「宇佐大宮司公達^{（言成）}が方へ使を以て、大友の軍役相勤べき旨云送りければ、會て承引せず、剩、近郷の一揆原相催し、二三千斗にて合戦の用意を聞へしかば、さらば追手を差向べし」とあり、宇佐宮が大友氏から要請を受けるほどの軍事力を有していたことが知りうるが、やはりここでも宇佐宮の軍役拒否の態度がみられ、さらに合戦の用意をするなど反大友の態度も見受けられる。¹³永祿四年（一五六一）は、いまだ毛利氏と交戦中にあり、【史料一】にあるように、永祿二年にも城誘を拒否している。義鎮としては、これら宇佐宮の態度をどのよう¹⁴に受け止めたであろうか。少なくとも非協力的な態度として感じていたのではないかとすることは十分に考えられることである。また、宇佐宮がこのように大友氏の要請に応えない態度は、敵對する毛利氏と宇佐宮が内通しているからではないかと、義鎮に疑心を持たせた可能性は十分に考えられる。

このことに関して、芝崎正則氏は、大内氏と大友氏の宇佐宮に対する支配姿勢の違いに問題があったことを指摘している。芝崎氏は、大内氏が様々な特権によって保護政策をしていたのに対し大友氏は、この場合義鎮ということになるが、大内氏の容認してきた特権、つまり法の適用権限・点役・城誘・軍役・莊園など既成の権限を否定していく方向で支配していくとしたとしている。¹⁴天文二十年（一五六一）に大内義隆が、家臣である陶晴賢に殺された後、義鎮は弟である晴英（後、義長と改名）を大内家に養子として出し、大内義長として家督を継がせていた。しかし、弘治三年（一五五七）毛利元就により、その義長も討たれることになり、大内氏が持っていた九州における職や権益などを義鎮が継ぐことになり、永祿二年（一五五九）には九州探題にも補任されている。¹⁵宇佐宮にしてみれば、大友氏も大内氏と同様に保護政策を継承していくのではないかと考えていたであろう。大内時代にも、宇佐宮社中は、城誘を拒否するなど大内氏に對して、強い態度で臨む姿が垣間見られる。¹⁶大友氏による、これまでの既得権益を否定する政策に出られた宇佐宮からすると、その対応に苦慮したであろう。しかし、大友氏の要求に抵抗する手段は宇佐宮にとって、宇佐八幡の神威と縁起、また「先例」と「社例」であったのである。また【史料一】にあるように、「別而可被成御敬神事、尤御武運長久國家為可大平基候」と敬神が国家泰平の基になるとも示している。また「神領無其煩之様」ともあり、大友氏からの城誘や軍役要求は、宇佐宮にはまさしく煩わしき事であったのだろう。

これまでの大内氏との対応とは異なっていたとはいえ、宇佐宮としては、大友氏と敵對關係になろうという意図は無いと思われる。しかし、宇佐宮の城誘の免除や軍役の拒否という態度に對して、特権保護という従来の体制を踏襲していた大内氏とは違い、それら既得権益を

否定していく大友氏は、戦国大名としての性格をより強く持っていたのではないかという印象を受ける。戦国大名大友義鎮にとって、九州の各地に点在する社領を抱え、既得権限を保持したままの宇佐宮を、その領国支配において、どのように掌握していくかは大きな問題であったと思われる。大内氏は宇佐宮が持つ伝統的荘園制に依拠することで、豊前の支配を円滑にしていこうというものであり、義鎮はその反面、宇佐宮の特権を否定することにより、その支配をより強く進めようとしていたということになるのだろうか。

また宇佐宮と同様に軍役を拒否することで破却を受けた寺院があるようで、『太宰管内志』に収められている「中津川軍記」には、宇佐郡元重村にある小倉山の久全寺が、大友家家臣である田原紹忍（親賢）に焼かれていた様子が記されている。軍役を拒否することは、特別に宇佐宮に限ったことではないようで、この久全寺においても「国家安全」を祈る場を主張しており、社寺が祈り場ということが再確認される。¹⁷大友氏が、永禄元年からの長期による毛利氏との戦いの中で、軍事力となるものは悉くその支配下に置こうとする態度は、至極当然のように思われる。その義鎮側の見地からすれば、このような有事に際して、宇佐宮に軍役を求めること自体は、それほど違和感はなからうかと考える。また、それは宇佐宮をはじめ社寺が、充分軍事力と成りうる存在であることを示している。社寺が軍役を課せるほどの力を備えているということは、武力も以て領国経営をしている戦国大名としては味方になれば、その力は頼もしいということになるだろうし、敵対すれば障害の何ものでもなかったはずである。そのためには、味方と敵の区別を都度はつきりさせておく必要もあったのであろう。そこには、社寺が持ち得ていただろう中立的なファクターはもう求められるのではなく、義鎮にとっては従うか、否かが問題であったのであろう。

二、社奉行奈多鑑基・鎮基父子による宇佐宮への押妨

義鎮（宗麟）による宇佐宮の破却は、永禄四年のほかに、天正四年（一五七六）と天正九年（一五八一）の二回ほどあるが、彼の命による破却以外に、大友家家臣の中で、宇佐宮に乱暴狼藉する者が存在している。それが大友家社奉行の職にあった奈多鑑基である。この鑑基の動向が宇佐宮と大友氏との間の溝をさらに深くする一因となっているのではないかと思われる。宇佐一族であった奈多氏は奈多八幡宮の社司職に就いていた。大友家に被官した後は社奉行という要職に就くのであるが、義鎮期の社奉行には、奈多鑑基とその子である鎮基父子

が、その職務にあたっていた。18.ここで取り上げる問題は、この奈多鑑基と鎮基による宇佐宮に対する行動である。この奈多鑑基と鎮基の行動によって、宇佐宮が大友氏をどのように受け止めていたのか、またそれが宇佐宮の大友氏に対する態度にどのように反映されることになったのかを検討してみたい。

【史料二 宇佐宮神官社僧等連署申状案】 19

ヨリ 神事怠轉太不可然、於今年社家事申談候、可令執行之由被成下 御書候、誠忝 上意

度 官得御繁榮之節、御國家安全瑞想此事□間、各令歛喜神輿以下造新其期相半候条、

慾可背 上意事不可有之候処、當職破滅宮中騷動不及言悟候、剩御神事料所者到津社役免田

悉自奈多方入部候、為社奉行 被勵神忠、社頭興隆氏人無恙之様可有裁判事、先例本意候

之処、或者社務被打崩、或代々神領被押務、外新儀果役等被申懸候、一社迷惑相極候条、

俗官僧侶教輩神人等、神前參集乍押悲淚捧一通候、氏子愁歎者、神襟不可相替候、就其御詫

宣肝文奉寫上進候、鑑基社奉行於被仰付者、如此非法不可有蓋期候条、為社家向後可申承不及

覺悟候由候、各儀定候之間、乍恐具令言上候、自然愁訴次第於不被召上者、御尊神与申、社人与

申、當社難留跡候、抑願廣大慈悲、被副 上意、右心懷趣被成御分別、今度散鬱憤成安堵之思候

様、一途被成 御下知候者、御國家泰平御武運長久懇丹候、此之旨可然様、可預御披露候、恐々
謹言、

九月廿日

前大宮司公里 (宮成)

前大宮司公糺 (安心院)

前大宮司公賀 (出光)

進上御奉行所

(以下署名略)

(中略)

永祿四年酉辛十月六日

一社中

田染民部大輔殿 御宿所

【史料二】では、社奉行奈多鑑基によつて、宇佐宮中の破却とその騒動、そして神領等の横領があつたことがわかる。ゆえに、このことに対して、永祿四年（一五六一）九月二十日、宇佐宮寺全神官社僧等、総勢四十一名が連署をして、「鑑基社奉行於被仰付者、如此悲法不可有蓋期候条、為社家向後可申承不及覚悟候由候」と、鑑基が社奉行であると非法が続くので、これからは社奉行には従えないという主張をしており、鑑基の社奉行を止めるように大友家に願ひ出ているものである。また「宇佐大官司宇佐氏系譜」の到津公澄の項には、「永祿四年十月、大友宗麟之麾下奈多鑑基振暴威、依令破却館内、引退于領地筑前國山野村之處、猶遣兵卒令殺害畢」とも記されており、鑑基が宇佐大官司である到津公澄の館を破却し、公澄を殺害したことを示している。²⁰この記事は、永祿四年十月となつてはいるが、内容からして、【史料二】と連動するものと考えられる。この騒動の直前と思われる永祿四年七月二十六日には、「態令啓候、仍到津方と奈多鑑基去年以來就被申結題目、一社中以御同心鑑基不快候、雖無餘儀候、於于今者被止先訴、相□和談御國家長久之御祈禱可為專一候、(略)急度落着之御返事、於我等可為本望候」という史料が見られ、去年（永祿三年）より到津方と奈多鑑基との間に諍いがあり、それについては早急に落着させたいと、田原親賢が宇佐一社中に伝えている。²¹

さてこれらは奈多鑑基による独断の横行であつたのか、それとも義鎮や大友家中の総意の上での態度であつたのだろうか。この【史料二】に見られる鑑基による破却押領に対して、大友家中より、宇佐宮社中へ次のような書状が出されている。

【史料三 吉岡長増書状案】²²

(編纂者)
「至永祿四年 就到津殿之儀、吉岡殿返事案文」

如仰今度於當所寄陳候刻、到津方宅所江驚固等差遣、堅可申付候処ニ、聊令油断候折節、雜兵以下不慮之狼籍、内之朦氣可有御推察候、併諸軍之著合洩制止候事、賢察之前候、然處ニ公憲進退之事、處外之儀共候哉、無是非事候、公澄・公憲被奉對、公儀毛頭不存無沙汰之通承候条、上意之所、定而不可有御別儀候、惣而御弓箭之砌者、可被仰御神慮事、勝軍之第一候間、為社中者、御祈念御一□之御覺悟可為肝要候、被背社法可被混武威事、太不然之間、若方々能々被仰諫、倍御屋形様御武運御長久御國家御静謐之御懇祈、可目出候、御神慮以崇敬社家御安堵之事ハ、必可被成御下知之条、可心安候、猶期来喜候、恐々謹言、

九月廿二日

長 増判在

宮成殿 御報一社返事同前候、

騒動から間もなく、大友家重臣吉岡長増より、今回の狼藉は、こちらの油断のため雑兵等が起こしてしまったことだと理由を述べ、戦の間は戦勝祈願を、社中においては御祈念を第一にすることを記している。また「被背社法可被混武威事、太不然之間」と社法に背くことなく、武威を混じえるべきではないと、宇佐宮社中を牽制しているかと思われる内容をも示している。また同月二十九日にも、大友家年寄らの連署が出され、「各御存分之次第、以目安銘々承之趣、得其意、則至奈多鑑基可令助言候、雖無申迄候、社中之御事、聊不被混武威、社法一片之以御覺悟、御國家安全、御屋形様御武運御長久、又者當時干戈之砌候間、勝軍御祈念尤可為肝要候、就御申事者、御神慮云、御政法云、御憲法之御下知不可有別儀候、(後略)」と、宇佐社中においては「社法」を守って、祈禱を大事にすべきだと、念を押す書状となっている。²³芝崎正則氏は、これらのことについて、「宗麟が宇佐宮に対して宗教的権威として宇佐宮が持っている本来の機能としての祈禱を要請し、それに関連して「社法」という言葉を持ち出している」として注目し、大友氏の「憲法」の枠内での宇佐宮の「社法」という二重構造が見られると指摘している。²⁴

宇佐宮に対して軍役賦課を行うという大友氏の施策が、奈多鑑基の横行のために、むしろ宇佐宮に対する軍役を強要する態度を軟化させなくてはならない懐柔策となったのではないかと思われる。そして祈願祈禱に重きが置かれる結果となってしまうのではないだろうか。

毛利氏と対峙している大友氏にとって、宇佐宮とも事を構えることを得策ではないという政治的判断があったとも推測できる。また当事者である奈多鑑基に対しても、同日に、「無事之御調儀干要候」と宇佐宮の対応について、注意を促すための書状が年寄連中から出されている。²⁵ 宇佐宮に対してばかりでなく、大友家内においても鑑基は、コントロールの効かない存在であったことが窺い知れる。さらに示す史料は、永禄十二年（一五六九）に鑑基が没した後、その子鎮基が社奉行を引き継ぐが、父と同様な行動を取っていたからであろうか、宗麟自らが鎮基を制する書状が出されている。

【史料四 大友宗麟書状案】²⁶

〔端書〕
「對社奉行御書案文」

返々申候、常出頭候へてハ、如此之儀者、入魂難成候間、折々可被罷出事肝要候、猶以面可申候、

度々如申候、鎮基親類与力被官百姓以下、寄事於左右、於一雅意人者、其政道不可有御油断候、別而愚老無等閑儀候条、如何躰之儀、出来候共、我々可存候条、龜相之儀無之様、堅可被申聞事肝要候、殊社家方取沙汰之儀、是又無緩可被申付事專一候、毎度鎮基不請下知、押妨之儀、端々在之由承候、以外之儀候、委細用口上候之条、不能詳候、恐々謹言、

元龜三年

十月十日

宗麟御判

奈多大膳大夫殿

鎮基一派の行動に宗麟も苦慮している様子がかがえる。特に「殊社家方取沙汰之儀、是又無緩可被申付事專一候」とあり、この社家方は宇佐宮の社家と捉えて良いかと思われるが、宇佐宮のことについては鎮基から、緩み無く申しつけることを指示している。また「毎度鎮基不請下知、押妨之儀」と、鎮基の下知を受けずに押妨を繰り返していることも示している。おそらく、このような書状を宗麟が出さな

ればならないほど、宇佐宮社中より訴えが頻繁になされていたのではないかと推測できよう。鎮基はこの書状を受けてのことか、その翌日の十一日に、「仍社家衆領地之所、忤家来中每事狼藉在之由雖其聞候、不預到来故、為此方一途無申付儀候」とし、一族の狼藉は聞き及んでいないということを宇佐宮社中に伝えている。²⁷このように宇佐宮と大友氏の関係は、奈多鑑基・鎮基父子の宇佐宮に対する押妨等により良好ではなかったと承知できるだろう。さらには、そのフォローを大友家年寄連中のみならず、宗麟までもが出張るほどの状況であったことがわかる。宇佐宮は、度重なる社奉行奈多父子による圧力に対して、甘んじてそれを受けていたわけではないと思われ、大友家中に訴えることもしていただろう。²⁸大友氏からしても、宇佐宮との関係を悪化させることは本意ではなかったからこそ、奈多父子を制しようとするが、なかなか抑止力と成り得なかったということだろう。『大分県史』では、永禄五年（一五六二）に大友氏が毛利氏に大敗した頃は、宇佐宮が毛利方へ与する動きをしていたのではないかと指摘している。²⁹【史料二】に見られる宇佐社中連署での奈多氏への訴えがあったのが永禄四年であることから、時期的には齟齬しないであろう。しかし、このような状況下にはあったであろうが、宇佐宮は永禄六年（一五六三）に、奈多鑑基に対して、長年懈怠している社殿と祭祀の再興を訴えており、大友家もそれに応え、放生会の再興を約束している（第四章第四節参照）。これは永禄五年に將軍足利義輝の調停により、大友氏が毛利氏と休戦した状況になり、表だって大友氏と摩擦を起こすことは得策ではなかったためであろう。しかし、この大友家中の意に反する奈多父子の行動が続くことは、宇佐宮には大友家への不信感につながったと考えられ、毛利氏に目を向けるようになることは必然とも思われる。

三、宗麟による宇佐宮の破却・天正期

さて天正期における大友氏による宇佐宮の破却は、「宇佐宮本殿末社并堂社炎上考略記」（以下「炎上考略記」）に記されている天正四年（一五七六）に起きる「後陽成院天正四年大友家の濫妨によりて、十二月九日上宮末社堂塔悉く焼亡せしめ畢」の破却³⁰と【史料五】の天正九年（一五八一）の二回である。第一節における永禄四年の破却は、宇佐大宮司の参陣拒否という理由が明らかであった。そこで、この天正期における二つの破却の理由を考えるに、まず天正四年の破却については、「天正の比、豊後大友宗麟、宇佐へ押寄せ、寺社を放火せり、寺社家三所に盾籠り、防戦ふ」という記述が「宇佐八幡宮繁三」にも見られるが、「炎上考略記」とともに、なぜ宗麟が宇佐を攻める

ことに至ったかまでは記されてはおらず、不明である。³¹しかし、理由無き破却は無いと思われるが、史料の制約もあり、これを明らかにすることは難しいだろう。ただ一点、押さえておく必要があるとしたら、この天正四年の社殿の焼亡が大友氏の手によるものではない可能性もあるのではないかとこの点である。宇佐宮政所惣検校であった益永一学が編纂した「宇佐宮回祿考」には、寛弘六年（一〇〇九）から享保八年（一七二三）までの十二回に及ぶ火災に遭った上での造営の記録が記されている。³²この「宇佐宮回祿考」では天正四年に、「天正四年十二月九日上宮炎上奉移神體○大尾社正殿末社諸塔悉令焼失」とあり、先の「炎上考略記」・「宇佐八幡宮繁三」のような大友氏の関与については触れていない。「宇佐宮回祿考」では、その災禍の理由や造営の経緯などが詳細に記載されている回録もあるが、この天正四年に関してはそれが無いことは、意図的に記載されなかったか検討を要しよう。また「炎上考略記」に見られる後陽成天皇の即位は天正十四年（一五八六）のことであり、天正四年時は正親町天皇であることから、「宇佐宮回祿考」に書かれている状況との整合性において、火災を原因とする可能性も否定できないだろう。

【史料五 大友家宇佐発行狼藉証書】³³

「（端裏書）天正九年豊後大友家

宇佐発行狼藉証書」

去年（義鎮法名宗麟）天正九年大友殿御十一月十九日

、（二男田原親家于時陸介為大将、同近江入道紹忍）二男田原親家（義鎮法名宗麟）于時陸介為大将、同近江入道紹忍・吉弘太

郎統連以下豊後御一勢、（豊前國宇佐郡）當郡院内里郷諸侍安心院中務入道麟生・佐田弾正忠鎮綱其外諸軍七

千余騎至宮中取邊、親家陣向ノ尾、吉弘同陣、浦部府中衆皆親家同陣、紹忍陣者山口・安心

院・篠原・佐田・猪倉・橋津ハ北面高森相拘、（荒心寄ニ當山悉焼亡畢、因茲大師供令慢怠）本ノマ、

今年大楽寺上心乗坊於段屋執行之、時住円融、

【史料五】では、天正九年（一五八一）十一月十九日、宗麟の命令により、田原親家を大将にして宇佐宮を攻めている。この時の大友氏は、天正六年（一五七八）に、島津氏との「耳川合戦」にて大敗することで、九州での覇権に陰りが見えてきた頃であり、諸勢力の動きが活発になり、大友氏も各地での転戦を強いられる状況であった。その最中においても、宇佐宮を攻めなければならぬ理由として、天正八年（一五八〇）四月二日に、「先書如申候宮成右衛門尉、益永民部少輔、時枝備後守、橋津佐渡入道申組、為手切所々狼籍之振舞、不及是非候」と宇佐社家神官等が大友氏との手切れをし、狼藉に及んだ背景がある。³⁴おそらく宇佐宮が、明確なる反大友とする行動に出たことにより、宗麟は宇佐宮を攻めざるを得なかったと思われる。天正四年の破却に関しては検討を要するであろうが、「炎上考略記」。「宇佐八幡宮繁三」の状況であれば、天正九年と同様に、理由無き破却ではなく、大友氏を取り巻く情勢（対毛利氏）と、その大友氏に対する宇佐宮の対応から生まれた結果と言えよう。

四、太宰府天満宮の破却

太宰府天満宮では南北朝期以降、その経営は大鳥居氏及び小鳥居氏を中心とした留守職によってなされていた。この両者による留守職をめぐる相論が生じる中、戦国期に入ると、大内氏、毛利氏また大友氏による動向に影響を受けながら天満宮を維持する状況にあった。

【史料六 高橋鑑種書状】³⁵

「(編者註)」
「(墨引)」

〃

急度遂注進候、仍去七豊後之者共至當城麓陳(備)を付候、就夫 天満宮之事、右之者共取懸及破滅候条、御神體・同御神寶等、無相違奉覺悟仕、社家衆如寶滿滿被取退候、然者日別御供其外之社役等之事、無退転鑑種(高橋)相續候、為御存知候、於巨細者、從小鳥居其外社中可被申上候、此由可預御披露候、恐々謹言、

七月十三日

鑑種(高橋) (花押)

萬福寺 衣鉢閣下

「以御注進狀申聞、父子被得其心之旨、直被申入候畢、

永祿十
九月十七日

萬福寺
周定 (花押)

太宰府天満宮の破却は、【史料六】にあるように永祿十年（一五六七）の一回のみである。これは太宰府天満宮の神官・社僧らが、大友家に背いた高橋鑑種に与したことに原因があると思われる。高橋鑑種は大友家の重臣として、対毛利の拠点である筑前宝満城及び岩屋城の城主に永祿二年（一五五九）になっており、毛利氏を牽制していたのであるが³⁶、永祿五年（一五六二）に毛利氏と通じるようになる。義鎮にとつて、この鑑種の離反は大きな裏切りであった。またこの機に筑前の秋月氏や筑紫氏も大友家に背くことになった。これにより毛利氏は九州進出のきっかけを得ることになったのである。さて、この鑑種の裏切りに対してもちろん義鎮は追討をかけるのであるが、この時の様子を「筑前國續風土記拾遺」では、「正親町院の永祿十年、寶滿・岩屋等の城主高橋參河守鑑種、大友家に背きて中國の毛利家に志を通せしかは、大友の將戸次鑑連・臼杵鑑速・吉弘鑑理に數萬の軍兵を添へて高橋を攻させけり、同年七月七日の兩軍互に挑戦ひ、豊後の兵とも社内に込入て堂社を破却し社家坊舎を追補しければ、一社の縋素驚き騒きて神體・神寶等を捧けて寶滿山に逃れゆく」³⁷とあり、その追手は鑑種のみならず天満宮まで伸びたということになるのではないだろうか。これが、大友氏の意図的な天満宮への攻撃であったかどうかである。高橋鑑種への攻撃に際して、戦火に巻き込まれたという状況も十分に考えられる。また、「筑前國續風土記拾遺」における「豊後の兵とも社内に込入て堂社を破却し」という記載を信じれば、天満宮がというより、天満宮にいる反大友勢力に対して攻撃がなされたと考えるのが自然であろう。さてここで問題となるのが、義鎮と鑑種のそれぞれの天満宮との関係である。ここで一旦、天満宮が義鎮に破却される前後の各々の関係を見ていくとする。

- 弘治二年(一五五六) 大友家加判衆、大鳥居氏に小鳥居氏の社法の退転無きよう命ずる「大鳥居文書」
- 永祿元年(一五五八) 大友義鎮、大鳥居信渠に筑後國上下太宰府天満宮留守領を安堵する「大鳥居文書」
- 永祿二年(一五五九) 大友義鎮、大鳥居信渠を太宰府天満宮留守職にする「大鳥居文書」
- 永祿四年(一五六一) 高橋鑑種の調停により、小鳥居信慶は大鳥居信渠と和談する「太宰府天満宮文書」
- 永祿五年(一五六二) 高橋鑑種、大宰府横岳崇福寺領及び同末寺領を安堵する「横岳文書」
- 永祿五年(一五六二) 大友義鎮、大宰府横岳崇福寺領及び同末寺領を守護不入とする「横岳文書」
- 永祿六年(一五六三) 高橋鑑種、大宰府横岳崇福寺領を安堵する「横岳文書」
- 永祿六年(一五六三) 高橋鑑種、小鳥居氏を大宰府天満宮留守職とする「小鳥居文書」
- 永祿六年(一五六三) 大友宗麟、大宰府横岳崇福寺の再造を約束し、同寺を守護不入とする「横岳文書」
- 永祿十年(一五六七) 太宰府天満宮神官等、神體・神寶を持って筑前國宝満山に戦火を避ける「小鳥居文書」
- 永祿十年(一五六七) 太宰府天満宮上下神官等、高橋鑑種に同心して筑前國御笠郡岩屋城に籠城する「大鳥居文書」
- 永祿十一年(一五六八) 大鳥居氏、大友氏の家臣臼杵鑑速に祈禱卷数を贈る「大鳥居文書」
- 永祿十二年(一五八九) 小鳥居氏、吉川元春に祈禱卷数を贈る「小鳥居文書」
- 元龜元年(一五七〇) 大友宗麟、高橋鑑種に与した小鳥居氏を許容しないことを大鳥居信寛に報告する「大鳥居文書」

右の通りに整理すると、義鎮(宗麟)の動きと一家臣である高橋鑑種の行動に注目する点が、幾つかあることが確認出来る。まず第一点として、天満宮の留守職についてである。義鎮は大鳥居氏を留守職としているのに対し、それに対抗するかのごとく鑑種が小鳥居氏を留守職にしている。永祿四年の大鳥居氏と小鳥居氏の和談からわかるように、それまで大鳥居氏と小鳥居氏の関係は険悪な状態にあったようである。このような鑑種の行動が、大友氏に相反するようになるのも毛利氏との関係が表立ってからのことであり、すでに大鳥居氏と関係をもつ大友氏に対抗するためにも、小鳥居氏との関係を築くことでその力を期待したものと考えられる。それは第二点目として、横岳崇福寺

の動向にも見て取ることができらる。鑑種の安堵に対し、義鎮は守護職の特権により、守護不入とすれば、鑑種も再度安堵し、義鎮もまたそれにすぐに反応を示し、守護不入のみならず造営の約束をする。これは崇福寺を通して、大友氏と高橋氏の両者が互いに牽制しあうというものであったのではないだろうか。また、太宰府天満宮では大鳥居氏・小鳥居氏にそれぞれ大友氏と高橋鑑種がその背後に存在するようになる。ゆえに、義鎮は天満宮の破却をしていくわけであるが、その対象は天満宮全体というのではなく、鑑種に与する小鳥居氏に對してということになるであろうし、その後の大鳥居氏と小鳥居氏の動きから見てもそう考えることが妥当であろう。ここでも社寺が「政治的意図」で破却され、「政治的意図」でその勢力争いに利用されている面がわかるのであるが、この場合天満宮側も大鳥居氏と小鳥居氏との内部での抗争が戦の場に持ち出されることになったのであるから、その点は踏まえておかなければならないだろう。

さて次に破却後の動きを追っていきましょうと思う。大鳥居氏が大友氏側にいることは疑いなく、小鳥居氏も高橋鑑種と手を組む毛利元就の子である吉川元春に祈禱巻数を贈るなど鑑種（毛利）側であることがわかる。鑑種は永禄十二年（一五八九）に、大友氏の手落ちるのであるが、これ以降において小鳥居氏はその動きを沈静化させていく。その反面大鳥居氏は、大友氏による寄進安堵が目立つようになっていくのであるが、大友氏が天正六年（一五七八）に耳川合戦で島津氏に大敗し、その力を衰退させるようになると、次第に大友氏から島津氏に迎合していくようになる。³。次章にて、さらに詳論を加えていきたいと思う。

五、彦山の破却

彦山の破却は、【史料七】の永禄十一年（一五六八）と【史料九】天正九年（一五八一）の二回見られる。豊前国にそびえる彦山は奈良時代以来、修験道の道場としてその隆盛を誇っており、山内に多数の僧坊や別院を備えていた。その信仰圏は九州全域に及ぶものであり、彦山衆徒がその勢力を保持していた。⁴。さて、永禄十一年に彦山が大友宗麟に攻められるが、この永禄十一年前後の大友氏の周辺の動きを整理してみる。永禄九年には毛利氏に寝返った高橋鑑種の離反、また大友氏に従臣していた秋月種実もまた毛利氏と通じ大友氏に背くという大友配下の叛乱が相次いで勃発した時期であった。時を同じくして、永禄十一年には彦山衆にもその動きを見せる行動が起こる。

【史料七「刀衆先代帳」】 4 1

一、永祿十一年六月廿日、彦山破却也、大行事・下宮・北山殿・講堂、其外坊中燒亡畢、西谷・別所谷少相殘也、
學頭坊同前^ニ殘也、

【史料八「刀衆先代帳」】 4 2

一 永祿十一年 辰正月十一日
於腰原二俣獄^ニ陣取、日田衆・玖須衆也、彦山衆何も山領之衆取懸候^而則落城也、豊後衆之陣、
吉木浦彼陣二俣落城候故、廳而歸陣也、

【史料九「刀衆先代帳」】 4 3

^{（永正九年十一月）}
二十日、豊兵、放^ニ火於彦山^一、上宮行者堂以下堂閣悉回祿、

大友宗麟が、彦山を破却する永祿十一年六月の約半年前には、彦山衆により大友方である日田衆・須玖衆が陣取る二俣城が落城する【史料八】。この報復的行動としての彦山への攻撃であったと思われるが、廣渡正利氏は、宗麟が彦山や敵対関係にあった秋月種実の動向に不安を感じたことに起因している⁴⁴と指摘している。また『歴代鎮西要略』には、永祿年中の記事として、「大友宗麟攻彦山、蓋當山衆徒不應大友催促、而不遂參陣者乎、田原近江守親堅同彦太郎兄弟為征伐大将、其師三千襲來於彦山、發兵火山谷、數千之坊舍權火燹、山徒欲拒之」とあり、彦山衆が、宗麟の參陣要請に応えなかつたための破却とある。⁴⁵この彦山との抗争も、彦山座主連忠が討死にするなどし、翌

永禄十二年（一五六九）には和議が結ばれるに至り、これにより彦山は大友氏の勢力下となる。⁴ 連忠の後継座主として連忠の兄弟である舜有がその座に就き、彦山の復興に力を注ぐわけであるが、天正九年（一五八一）に再び破却という事態に陥るのである【史料九】。

その経過であるが、大友氏に対して再び離反していた秋月種実も、永禄十二年には大友氏に降っていたのであるが、その秋月氏が天正六年に、大友氏が耳川合戦で大敗すると、大友氏から離反をしてしまう。大友氏は三前三後（豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後）を支配していく過程で在地勢力である国人衆を統治していくのであるが、その力が衰退し始めると、再びその反乱が広がるのも宗麟の領国支配の限界を示すものであると思われる。しかし、逆にそれだけ九州における各勢力の動向は複雑なものだったと言うことであろう。この秋月氏の叛乱により、大友氏に近かった彦山座主舜有の身が危うい状況になったからであろうか、その状況に対して舜有は、天正七年（一五七九）正月十日、大友氏と敵対する秋月氏と和議を結んでしまうのである。⁴⁷ 永禄十一年の破却などで、彦山の力も弱まっていた状況にあったことは予想され、そのような状態では、秋月氏と一戦を交えることも難しかったのではないだろうか。しかし、このことが恐らく宗麟にとっては彦山の裏切り行為として受け取るものになってしまったのであろう。さらに、耳川合戦に勝利した島津氏に戦勝を賀すなど、大友氏から離反したと思われる行為が続くのである。⁴⁸ その結果として天正九年の破却に至ったと考えられるが、彦山とすれば、それまでのパワーバランスの崩壊によって、彦山の日和見的な態度がみられることは致し方ないことであっただろう。

以上のように宇佐宮と天満宮そして彦山と義鎮によって、破却された社寺の動向を踏まえた上で、義鎮の破却在「政治的意図」でなされたという大勢に同調しようというものであるが、ただそれだけで片づけるにはいささか説明が足りないような気さえもする。社寺破却に関しては、横田光雄氏が領国支配の観点から大きく論じている所であるが、前提において外部勢力の侵攻による社寺の破壊としているが、そこに見出される意義は中世的社寺機能に基づき、大名と配下の地域に対し物質的にダメージを与えるということにある。⁴⁹ このまた修造にも言及しており、物質的基盤となる社寺領の確定と社寺知行制の確立により領国支配の推進を行うというものである。⁴⁹ この横田氏の論は東国における地域を限定しているので、今回の九州地方の状況と必ずしも一致するものとは言えないだろう。少なくとも義鎮の破却は他国侵攻の為の破却ではなく、あくまでも従わずか、背くかにポイントがあるものであり、それにより各神社自体へのダメージは大きくあつたであろうし、そういう行為を受けて、精神的に影響がないことはあり得ないと思われる。結果としては、どういう意図があるにせよ、社寺という信仰の場が犯されること自体が、社寺のみならず、その周辺にも多くの影響を与えうるものであつたと考える。しかし、ただ単純に破却＝「政治的意図」とする構図はあくまでも社寺側が政治的に関与する力を、中世を経て持ち合わせていった結果の上のことであり、その主導権を大名が取るのか、社寺が取るかの二者択一の中で、結果的に社寺は大名の支配下に入るといふ上下関係を持つよ

うになっただけのことであろう。もちろんこれは大きな社寺を指すのであり、中小の社寺に関しては、改めて熟考すべき問題であることは言うまでもない。そこで私が考える義鎮の破却の先にあるものは実は何であったのかである。要するに次は義鎮の「信仰的態度」ということになる。義鎮は社寺、特に神社に、何を求めていたのか。この求めたものの先に義鎮の社寺に対する真の態度というものが見えてくるのではないだろうか。

六、大友義鎮が社寺に求めたもの

義鎮の社寺に対する破却は、決してその存在を否定するための行為ではなく、その情勢に鑑みた「政治的」意図に基づくものであり、様々な対応の一つであると思われる。当然のごとく、統治者として、社領の寄進や安堵、官途補任を行っている。しかし、これら寄進・安堵を安易に崇敬と結びつけることはできないということである。坂本勝成氏は中世的社寺権力の否定において、政治的、社会経済的側面と宗教的側面との両面から、戦国末期から近世初頭にかけて、世俗権力の代表たる大名権力によってその否定が行われたとし、検地によって社寺荘園は崩壊し、改めて社寺に所領が寄進、安堵され、それと並行してアジュール権の否定は古代的伝統に支えられた中世社寺の宗教的權威の失墜を招いたとしている。⁵⁰つまりは大名の社寺に対する社寺領の寄進や安堵は信仰の表れとして捉えるのではないということになるだろう。むしろそれは大名の統治下に入ることの端的な証拠として理解していくことが必要になってくる。故に、寄進・安堵は「信仰的態度」という性格のものではなく、それは「政治的意図」に基づくものと考えられるのであろう。

【史料十 大友義鎮書状】⁵¹

(浦葉書)
「至弘治四年」

當社御神領之儀注進之趣、具令承知候、國家安全之奇瑞、大慶不可過之候、弥無油断可

被勵懇祈事、可為喜悅候、猶吉岡越前守可申候、恐々謹言、

五月廿六日

(大友)
義 鎮

宇佐宮

社家中

【史料十一 田原親賢書状案】

52

(端裏書)

「永禄六就御神輿造新、田原方一通案文 正文有官成」

当社御放生會近年令懈怠之条、可執行之由被 仰出候、然者御 神輿等急度御造新干要候、仍御社領中調之儀、堅可被仰付候、萬一於緩之仁者、預御注進一途可申付候、恐々謹言、

(永禄六年)

十月六日

田原尾張守

親 賢在判

前大宮司到津殿

前大宮司安心院殿

前大宮司出光殿
(公保)

前大宮宮成殿
(公重)

其外一社中

御宿所

【史料十】は永禄元年（一五五八）に、義鎮が宇佐宮に対して「国家安全」の祈願を励ましているものであり、永禄四年の最初の破却以前のことはあるが、祈禱に励むことが大切であるという宇佐宮に求める態度が見いだせよう。更に、第二節の【史料三】においては、大

友家の意向として、社家中に対し「武威を混へず」に「勝軍祈祷」が大切であるとしている。この書状が出されたのが、永禄四年の義鎮による破却と、奈多鑑基による押妨が続いた後のことであり、これらに対して、宇佐宮が武力を行使し、抵抗勢力と成りうることを危惧した可能性も考えられる。義鎮はもともと参陣拒否により、宇佐宮の破却を行っているので、その点を考慮すると義鎮は少なからず、宇佐宮の持つ軍事的能力を期待していたことになるであろうし、「武威を混じえず」と脅威とも感じられていたと思われる。従来の中世的な社寺が持つ聖（宗教的側面）と俗（政治的側面）の相反するものが混沌とするものを切り離す意図が見いだせないだろうか。つまりは政治的側面の権威や経済力の喪失を求めるものであり、宗教的側面、本来あるべき純粋な要素をむしろはつきりさせるためのものと考えられるのである。戦国大名の社寺の権力否定が社寺の宗教的権威の失墜であると、坂本氏は述べておられるが、むしろその逆なのではないだろうか。本来社寺が為すべき、神仏の奉斎及び祭祀の齋行に収斂されていくのが、この戦国期なのではないかと思われる。

また【史料十一】にあるように、懈怠されてきた放生会を執行するようにと、大友氏からの取り計らいがあった。⁵³この永禄六年は、永禄二年からの毛利氏との争いが和睦の方向に進み、状況が落ち着いてきたことも関係するだろう。大内氏庇護下では、ある程度安定した運営をしていた宇佐宮も、戦火に巻き込まれる状態では、為すべき祭祀も執り行えなかったであろうし、宇佐宮からすれば神事が執り行える環境になったことは少なからず光明であったであろう。そして、放生会という八幡宮としては重要な行事が行えることは、少なからず内外に大友氏の存在を示すことにもなったであろう。大友氏の放生会の対応について、大塚俊司氏は豊後国一宮である由原八幡宮の放生会と大友氏との関わりをなかで、南北朝期から度々緩怠されていた放生会を挙行できるように務め、その放生会に大友家当主が神輿に乗って参加することで、自らの公権力を誇示する場としていたと指摘している。⁵⁴宇佐宮、由原宮いずれの放生会についても、何かしらの大友氏の「政治的」思惑があったにせよ、懈怠、緩怠された祭祀が安定的に行われることは、その国が安定した状態であることを示すことにもつながったであろう。

加えて筑後国一宮の高良社に対しても、大友氏は出陣命令を出すなど⁵⁵、軍事的協力を求めており、その際、高良社はその要請に応えていたからであろうか、大友氏による破却は受けていなかったようである。一般的に武力を持つ社寺勢力に関して、全てが否定的ではなかったと考えられる。そう考えると、義鎮の聖俗分離という考えには説得力が欠ける結果になってしまうのであろうが、社寺の持つメリットを最大限に利用したいという義鎮の思惑が強いということになるだろう。戦国期においては一つの統一した見識よりも、多角的視点を要することを再認識させられる。

【史料十二 大友宗麟書狀】 56

由原造管之事、無油斷可被申進事肝要候、神慮第一之儀候條、宮師、三香童子、其外至社家中、神事祭禮等、任往古之肯堅固可被申付候、自然背地頭内訴之人等雖有之、至鑑林可申談候、所詮社方之儀、對地頭以入魂承候者、每事可申合候、為存知候、恐々謹言、

卯月十六日

宗麟 (花押)

一 萬田民部少輔殿

【史料十三 大友宗麟書狀】 57

當山之事、往古以來守護使不入、殊更甲乙人等濫妨狼藉停止之處、不慮出來故、衆徒中離山之段注進、絶言語訖、自今以後、惡逆之族、堅可加制止之候、早々有歸山、專行儀法度、可被勵國家安全武運長久之懇祈願之狀、如件、

永祿九年五月廿八日

求菩提山

左衛門督入道宗麟 (花押)

衆徒中

〔上包〕
一 求菩提山

左衛門督入道宗麟

衆徒中

【史料十四 大友宗麟書狀】 58

就肥前国閉目之儀、至当山宿陣之处、早々出頭祝着候、仍御礼等、任前々之旨候、国家益可被励

安寧之祈祷之事專要候、猶奈多増王可申候、恐々謹言

卯月十八日

宗麟（花押）

高良山大祝殿

いずれの史料も神事祭礼、もしくは祈願専一というものを示しており、宇佐宮に対して求めている宗麟（義鎮）の態度と同様のというのがここでも理解できるように思われる。まず【史料十二】の由原八幡宮であるが、豊後国一宮として大友家が豊後において鎌倉時代末期に守護職のみならず、国衙機構をも掌握していく中で、大友家の氏神として崇敬を集めていた神社である。⁵⁹ この由原八幡宮には南北朝以来多くの戦勝祈願がなされており、そのため大友家から保護を受けるものであった。文明十八年（一四八六）三月六日付大友政親の寄進状においては「天下泰平国家安全」と記されており、氏神という性格から鎮守としての性格を持つようになってくる。⁶⁰ この由原八幡宮では「八朔太刀馬の儀式」という恒例の儀式があり、大友領国内の大小名は必ず参列しなければならないもので、毎秋（陰曆八月一日）の日に、良馬一頭を柞原八幡宮に奉納するため従者をつれて府内に上り、大友家当主の検閲を受けねばならないというものであった。この八朔の儀は、当主に対してはその忠誠を、また武将の間ではその武威を示すものであり、この確認行為を行うことで結びつき、また相互に牽制がなされていたようである。

また【史料十四】にある求菩提山であるが、この求菩提山は彦山に並ぶ九州地方の修験道の道場として栄えた山である。その求菩提山に対して、義鎮は衆徒の離山を憂い、帰山を求めて祈願に専念することを求めている。また【史料十五】では高良社に対してもまた、その祈願を専一にすることを求めている。高良社は神仏習合の過程の中で僧坊が著しく発展していた。高良社は大祝・大宮司・座主の三職で統治を為していたが、衆徒の増加に伴い、中世後期には座主がその統治の中心に置かれるようになった。⁶¹ そして、高良山は地理上、交通の要衝でもあり、筑後平野を見渡せることもあり、陣を張るには適当な場所であった。そのため、大友氏もしばしば高良山に陣を置くことがあった。この高良社には先述の通り、大友氏は参陣の命を出しており、それに対して高良社もその要求に応えているために彦山や宇佐宮のように破却を受けるようなことはなく、むしろ大友氏の統治下に入ることにより、大友氏が耳川合戦で敗退するまでは大友氏に協力する姿勢を見せていた。この高良社の動きについては、第三章にて更に論じたいと思う。

さて、戦国大名にとってその領国支配を成し遂げていく上で、障害となるものはできるかぎり排除していくことは必然のことであろう。

それが例え社寺であろうと、抵抗勢力であれば致し方ないことであつたに違いない。裏を返せば、障害にならない支配下に入る従順な存在であれば問題無いということになる。以上のことから、義鎮（宗麟）における社寺に対する態度を次のように集約できるだろう。

- ①命令拒否もしくは反抗する社寺は、破却もしくは討伐をしていく
- ②破却はするが、それにより社寺の存在を否定するのではなく、俗的側面の排除をする
- ③できるかぎり社寺の持つ軍勢力、その他政治的要因を利用したい
- ④社寺に求めるものは「祈願」という宗教的側面

②と③ではパラドクシカルな部分が出てしまうが、結局は都合の良い面は全て自在にしたいというところに帰結することになるだろう。破却と信仰という相反する矛盾した行為の中には、少なからず聖と俗の切り離しをしたい意図があつたのではないかと解釈することができるところではないだろうか。江戸時代に入ると、全国の社寺は幕府の統制下に入るわけであるが、従来社寺が持っていた俗の面が排除されていくことを考えれば、そういった動きがすでに戦国後期にはあつたのではないかと推察することもできるだろう。「キリスト教」がついてまわる義鎮にとって、その領国経営・対外関係のベースにあるものが特に「キリスト教」による何かしらの影響であるというわけではなく、その要素を排除して考えたとしても、義鎮の社寺に対する姿勢というものはある程度見いだせるものではないだろうか。

おわりに

大友義鎮の社寺破却は「政治的意図」でなされたということを根拠にし、義鎮が求める社寺の姿がどうであつたかを見出すことが本章の主旨であつたわけであるが、そこには戦国大名としての領国経営というフィルターを通すことなく、考察することは困難なことであつた。社寺の持つ不可分的と言える聖と俗の二つの側面をどのように扱うかが課題となつたと思われる。述べてきたように、義鎮には宗教的側面を充実させていこうとする態度が多少なりとも見出すことができたのであるが、戦国大名にとってその領国支配を成し遂げていく上で、障害と成りうる状況はできるかぎり排除していくことは必然のことである。それが例え社寺であろうと反乱分子となる要素があれば、破却の

対象となることはあり得たであろうし、その反面、社寺が軍事的支配下において従順な存在であることを求めていたとも言えるだろう。在地勢力のみならず、社寺が持ちうる俗的力、つまり武力的にも組織された勢力を利用するということは有利なことであつたらうし、逆に敵対すればやっかいな存在にもなるという二面性を社寺は持っていたのである。どちらかと言えば、中世を経て戦国期になると大きな社寺は聖と俗のバランスが崩れ、俗にウェイトが置かれていたことになるのだろう。それはすでに宗教勢力ではなく、領主レベルの勢力であり、義鎮がその勢力を屈服させ統治下に組み込むことは自然の流れであり、矛盾した行為であるにしても、破却と信仰というものは別物という意識を働かせていたと考えたほうが、理解しやすいのではないだろうか。それはキリスト教にも言えることであり、決して義鎮がキリスト教を別格に扱っていたのではなく、その多くは軍事的優位や経済的利権の獲得など円滑な領国経営に帰するものと言えよう。

- 1 清原貞雄「大友宗麟の社寺破却政策について」『大分県地方史』十三、十六号 一九五八
- 2 増村隆也「大友宗麟は切支丹か」『大分県地方史』二十七号 一九六二
- 3 神田千里「大友宗麟の改宗…その実態と背景」『東洋大学文学部紀要』四十二、二〇一四
- 4 義鎮は、毛利氏との戦いに敗れた永祿五年（一五六二）に出家をし、宗麟とした。
- 5 田村正孝「中世宇佐宮の変容・宗廟から一宮へ」『ヒストリア』二〇八号 二〇〇八
- 6 村上豊喜「中世後期の守護権力と地方権門・大内氏と宇佐宮を中心に」『日本史研究』一九〇号 一九七八
- 7 拙論「中世後期における豊前一宮宇佐宮の動向・大内氏との関係を中心に」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集 二〇〇八
- 8 「宇佐宮神社僧等連署」 天文二年（一五三三）三月二十八日 「永弘文書」
（中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十二 宇佐神宮庁、一九九五 以下、『宇佐神宮史』卷十二と略）
- 9 「足利義晴御内書」 天文三年（一五四四）十二月十四日 「大友家文書録」『宇佐神宮史』卷十二
この日、將軍足利義晴より大友義鑑に大内義隆と和睦するようにと御内書が出されているので、この時、大友氏と大内氏は交戦状態であつたのだろう。
- 10 「大友義鑑安堵状」 天文十五年（一五六四）十月二十八日 「永弘文書」『宇佐神宮史』卷十二
海老澤衷「宇佐栄忠と豊後国田染荘」『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』三十六 一九九一
- 11 「宇佐宮一社中連署申状案」 永祿二年（一五五九）八月七日 「到津文書」
（中野幡能編『宇佐神宮史』史料篇卷十三 宇佐神宮庁、一九九八、以下『宇佐神宮司』卷十三と略）
- 12 福川一徳「元龜・天正年間の大友・毛利氏の戦い」『軍事史学』二十六卷四号 一九九二
- 1 『歴代鎮西要略』 永祿四年（一五六二）七月十八日 『宇佐神宮史』卷十三

永祿四年辛酉大将義鎮、遣使相催宇佐大宮司、然而大宮司不能諾參陳、且罵放言云々、
義鎮大怒、而使田原近江守臼杵越中守誅伐大宮司、同十八日親賢、鑑連、將精兵三
千向宇佐宮、擊破大宮司野兵、即放火兵燹暴風此扇、燒者三日三夜也、社家肆町、郷
黨邑區人屋敷千戸、豊後一炬焦土、良前代未聞珍事、無不驚歎者、於是宮司神官及僧
巫女、悉會八幡大神社頭、大呪詛大友云々、

『歴代鎮西要略』について、芥川龍男氏は、その解題において、『増補訂正編年大友史料』の編者田北学氏が、注記において『歴代鎮西要略』を参照することを教示していることを受け、史料を骨とし、『歴代鎮西要略』がその肉付けであると理解し、学術的な信頼度が高いと指摘している。(近藤瓶城校訂・芥川龍男増補校訂『増補 歴代鎮西要略』下巻 文献出版 一九七六)

1 3 『兩豊記』永祿四年(一五六二)七月二十日『宇佐神宮史』卷十三

1 4 芝崎正則「大友宗麟の寺社政策・寺社破却について」宇佐宮を中心にして

1 5 「足利義輝御内書」永祿三年(一五六〇)十一月九日「大友文書」四八三(田北学編『増補訂正編年大友史料』十号 一九九七)

1 6 本論 第四章 第五節「宇佐宮と大内氏の齟齬の発生」を参照

1 7 「中津川軍記」永祿五年(一五六二)『宇佐神宮史』卷十三

永祿五年豊豊前國門司ノ城主仁保元定、大友家を背て毛利輝元に屬す、是を聞て田原紹忍^云、

浦邊清心院^{セイ}ノ士卒を引率して打立ける、此時元重村に小倉山久全寺の衆徒にも供奉すべき由申

つかはしけるに、當山の事は小野ノ好古建立の地にして國家安全祈^{禱脱カ}の為の山なれば、軍役を許

さるべき由申けるに^云、軍勢押寄せ久全寺を燒亡ぼす、

1 8 水口忠孝「奈多氏の研究」『大分縣地方紙』四十七 一九六七)

1 9 「宇佐宮神官社僧等連署申状案」永祿四年(一五六二)十月六日「宮成文書」『宇佐神宮史』卷十三

2 0 「宇佐大宮司宇佐氏系譜」永祿四年(一五六二)十月『宇佐神宮史』卷十三

2 1 「田原親賢書状案」永祿四年力(一五六二)七月二十六日「永弘文書」『宇佐神宮史』卷十三

2 2 「吉岡長増書状案」永祿四年(一五六二)九月二十二日「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三

2 3 「大友氏年寄連署書状案」永祿四年(一五六二)九月二十九日「到津文書」『宇佐神宮史』卷十三

前掲14

- 24 「大友氏年寄連署書状案」永禄四年（一五六一）九月二十九日「到津文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
25 「大友宗麟書状案」元龜三年（一五七二）十月十日「永弘文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
26 「奈多鎮基書状案」元龜三年（一五七二）十月十一日「永弘文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
27 「宇佐宮一社中訴状写」天正七年カ（一五七九）四月二十八日「到津文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
28

〔編纂附巻〕
「寛文公兼寫ナリ」

文頭に「奈多鑑基・鎮基社奉行存知以來、非道被申行条々」とあり、全十七箇条にして、それら非道を訴えている。

- 29 「宇佐宮一社中目安状案」天正七年（一五七九）四月晦日「小山田文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
30 『大分県史』中世編目（大分県 一九八七）九五頁〜一〇一頁
31 「宇佐宮本殿末社并堂社炎上考略記」天正四年（一五六七）十二月九日〔宇佐神宮史〕卷十三
32 「八幡宇佐宮繁三」天正四年（一五七六）十二月の項に収められている〔宇佐神宮史〕卷十三
33 「宇佐宮回祿勘考」〔宇佐神宮史〕卷十三、「神道大系」神社編四十七 宇佐 神道大系編纂会 一九八九）
34 元暦元年七月六日に宇佐宮に狼藉が乱入し、仏堂舎人宅を焼く記載があり、火災の理由が記されていることもある。
35 「大友家宇佐発行狼藉証書」天正九年（一五八一）十一月十九日「益永文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
36 「高橋鑑種書状」永禄十年（一五六七）七月十三日「小鳥居文書」〔宇佐神宮史〕卷十三
37 （竹内理三・川添昭二編『大宰府・太宰府天満宮史料』卷十五 太宰府天満宮 一九九七、以下『天満宮史料』卷十五と略）
38 永禄二年（一五五九）四月十日「横岳古文書」〔天満宮史料』卷十五）
39 「筑前國續風土記拾遺」御笠郡二 永禄十年（一五六七）七月〔天満宮史料』十五）
40 （年表）は『天満宮史料』卷十五の掲載史料を使用し、作成。
41 大友氏が耳川合戦以降の力の衰退の中で、島津氏は勢力を次第に北上させていく。天正十二年（一五八四）には龍造寺隆信を破るまでに至った。それを期に、大鳥居氏は大友氏のみならず、島津氏にも祈禱巻数を贈るようになり、その行為は天正十二年から十四年に集中していることがわかる。また吉川元春に対しても、祈禱巻数を贈る史料も見受けられる。（『天満宮史料』卷十五）
42 広瀬正利「中世の彦山」〔北九州市立歴史博物館研究紀要』一 一九七九）
43 「刀衆先代帳」永禄十一年（一五六八）六月二十日
44 （川添昭二・廣渡正利編校訂『彦山編年史料古代中世編』文献出版 一九八六、以下『彦山編年史料』と略）
45 「刀衆先代帳」永禄十一年（一五六八）一月十一日〔彦山編年史料』
46 「大友家文書録」天正九年（一五八一）十一月二十日〔彦山編年史料』

- 4 4 「〔解説〕彦山と大友氏（2）二六一頁（『彦山編年史料』）
- 4 5 『歴代鎮西要略』第七下「田原氏攻彦山事」（近藤瓶城校訂・芥川龍男増補校訂『増補 歴代鎮西要略』下巻 文献出版 一九七六）
- 4 6 「刀衆先代帳」（『彦山編年史料』）
- 4 7 「刀衆先代帳」（『彦山編年史料』）
- 4 8 「彦山政所連署書状」天正七年（一五八九）三月二十一日「後編舊記録」巻十二（『彦山編年史料』）
- 4 9 彦山政所坊連長等四人が連署にて、島津氏に「去冬日向表、豊州衆出陣處、御弓箭無程御當家被任御太利候。千勝万勢奉存候」と大友氏への戦勝を賞している。
- 5 0 横田光雄『戦国大名の政治と宗教』國學院大學大学院研究叢書文学研究科 四（國學院大學大学院 一九九九）
- 5 1 坂本勝成「中世的寺社権力の否定過程について」（初出『立正史学』第三十号 一九六六、中尾堯編『論集日本仏教史』第六巻 雄山閣出版 一九八八にも所収）
- 5 2 アジールについては、伊藤正敏氏により詳細に論じられているが、室町期にはアジールが全体社会における魔術の權威の低下、世俗化の波に吞まれ、寺社勢力のアジール性を支える根拠であった神靈の威力が失われるという変化がもたらされた時期と指摘している。
- 5 3 伊藤正敏『アジールと国家 中世日本の政治と宗教』（筑摩書房 二〇二〇）
- 5 4 「大友義鎮書状」永禄元年（一五五八）五月二十六日「永弘文書」（『宇佐神宮史』巻十三）
- 5 5 「田原親賢書状案」永禄六年（一五六三）十月六日「到津文書」（『宇佐神宮史』巻十三）
- 5 6 本論第四章第四節にて取り上げているが、この放生会の執行については、宇佐宮側からの祭礼再興の要求に応えたかたちである。
- 5 7 大塚俊司「豊後国一宮由原宮の放生会と大友氏」（『日本歴史』六九三 二〇〇六）
- 5 8 「奈多鑑基奉書」三〇七 永禄十二年（一五六八）二月二十二日「鏡山文書」
- 5 9 （田北学編『増補訂正編年大友史料』二二一 一九六六、以下『大友史料』二二一）
- 6 0 「大友宗麟書状」三八七 年未詳四月十六日「柞原八幡宮文書」（田北学編『増補訂正編年大友史料』二二 一九六六）
- 6 1 「大友宗麟書状」二八 永禄九年（一五六六）五月二十八日「求菩提山文書」（『大友史料』二二）
- 6 2 「大友宗麟書状」四三 年未詳四月十八日「高良山文書（鏡山文書）」
- 6 3 （久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第七巻 資料編（古代中世）一九九二）
- 6 4 外山幹夫「豊後柞原八幡宮の社領と大友氏」（『日本歴史』一三四 一九五九）
- 6 5 「大友政親寄進状」文明十八年（一四八六）三月六日「柞原八幡宮文書」一三五
- 6 6 （大分縣史料刊行會編『大分縣史料』九（第二部）一九五六）
- 6 7 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（筑後国 工藤敬一報告 岩田書院 二〇〇〇）
- 6 8 史料における傍線は論者が便宜上付したものである。